

第3次いすみ男女共同参画プラン

【概要版】

～一人ひとりが尊重され活躍できる社会の実現をめざして～

男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。男女共同参画基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念として掲げています。

プラン策定の趣旨

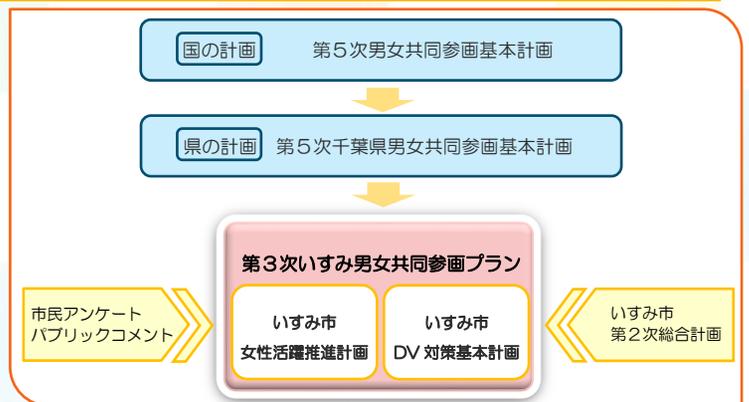
2015年9月に採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」（Sustainable Development Goals）では17のゴール・169のターゲットから構成され、17のゴールの1つとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられています。

「ジェンダー平等の実現」は国際社会のめざす「誰一人取り残さない」社会の実現のため必要不可欠な要素です。本市においても男女共同参画社会の実現に向け、国及び千葉県の方向性や男女共同参画をめぐる社会情勢、令和3年7月に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート」（以下「市民アンケート」という。）により市民の意識やニーズ、関係機関の意見に基づき「第3次いすみ男女共同参画プラン」（以下「本プラン」という。）を策定し、取組を推進していきます。



プランの位置づけ

本プランは、男女共同参画社会基本法に基づくいすみ市の計画です。また、女性の職業生活における推進に関する法律第6条第2項及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の規定に基づく本市における推進計画としても位置付けます。なお、本プランは、国や県の男女共同参画計画の基本的な考え方や、平成30年3月策定の第2次いすみ市総合計画を勘案し、男女共同参画社会の実現に向け、基本目標や施策等を定めています。



プランの期間

本プランは、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。

プランの基本目標

「一人ひとりが尊重され活躍できる社会の実現をめざして」を基本理念とし、次の3つの基本目標を定め、施策を展開します。

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
- 基本目標Ⅱ あらゆる分野で男女がともに活躍できる社会づくり
- 基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女がともに個人として尊重され、その個性を生かしながら、あらゆる活動に参画し、男女ともに活躍できる社会の実現が求められています。男女共同参画社会の実現のため、人権尊重の意識や男女平等の意識が浸透し、定着するよう情報発信や講演会、研修会を通じて意識の変容を促していくことが必要です。また、固定的性別役割意識の解消やアンコンシャス・バイアスの認知・理解を推進します。男女平等意識を醸成するには子どもの頃からの男女共同参画の視点に立った教育や性別にとらわれないキャリア形成などについて学ぶことが重要です。

基本的課題1

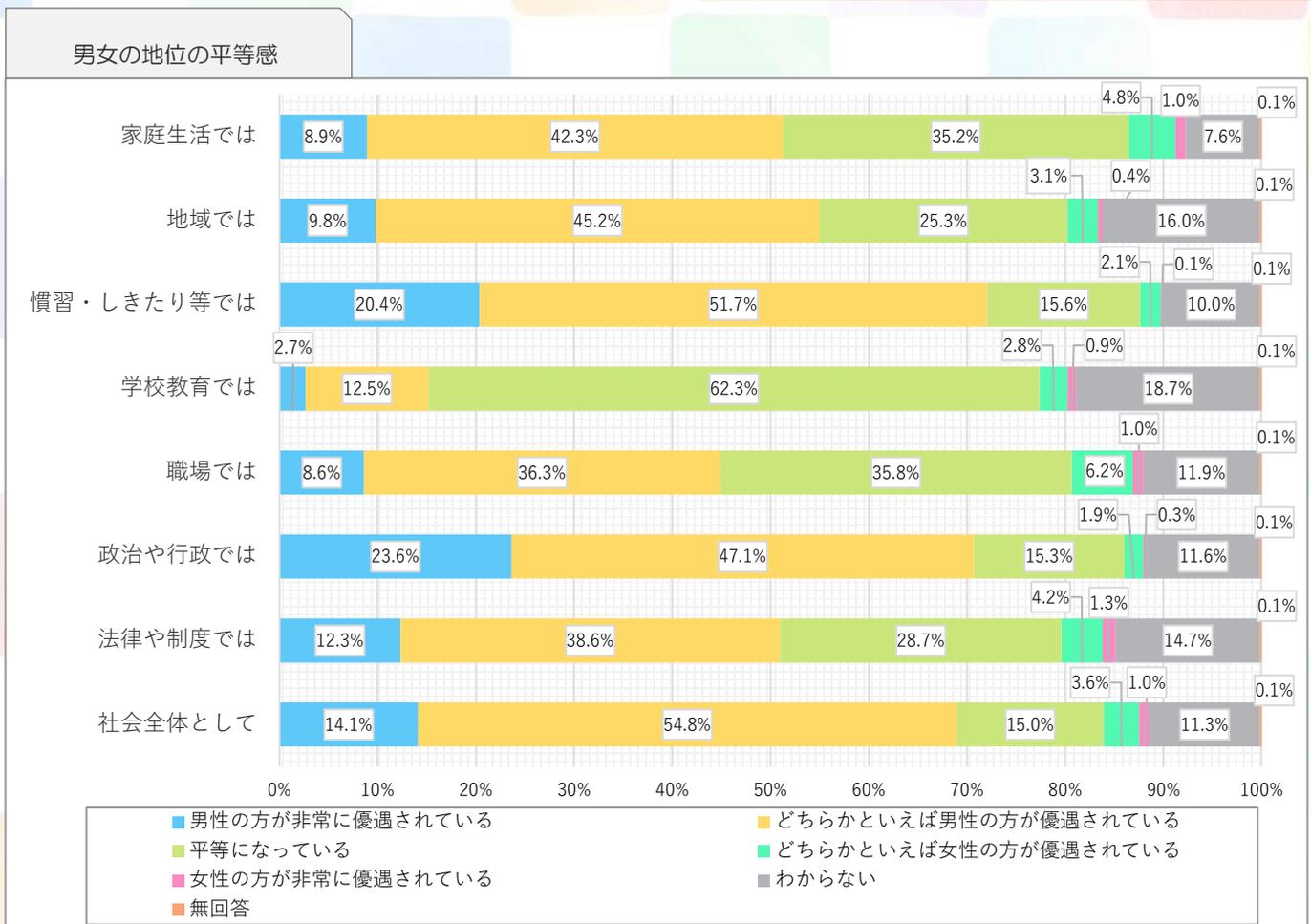
人権の尊重

○人権尊重の意識づくり

基本的課題2

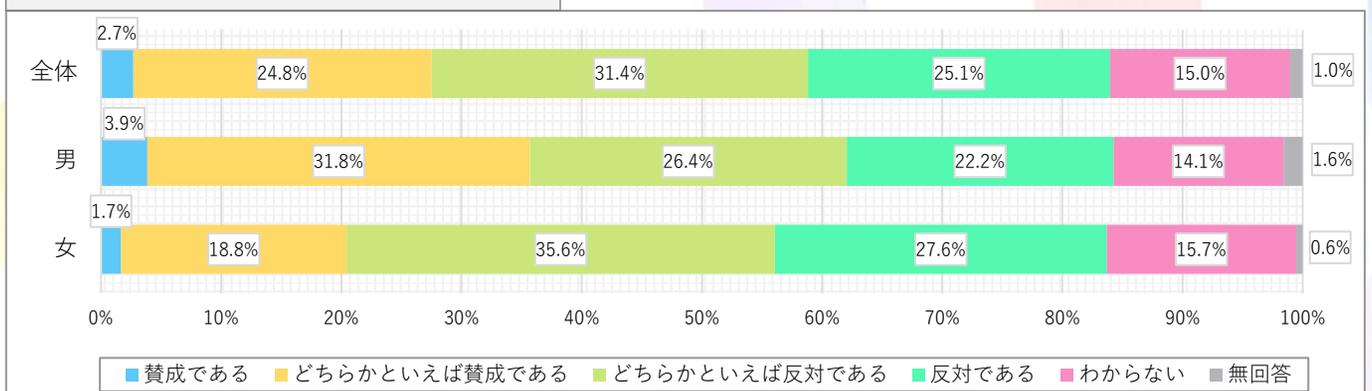
男女共同参画意識の醸成

○固定的性別役割分担意識の変容
○教育を通じた男女共同参画の意識改革



「市民アンケート」

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



「市民アンケート」

世界経済フォーラムが、2021年3月に各国の男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数を発表し、日本は156か国中120位でした。今後、社会情勢が大きく変化中、持続可能で多様性に富んだ社会を形成するためには、女性をはじめとする多様な視点の反映が必要です。男女がともに幅広い分野で活躍することができるよう引き続き政策・方針決定過程における女性の参画拡大について積極的に働きかけていく必要があります。また、地域・家庭・就業の場においても性別にかかわらず平等な機会を得られるようさまざまな分野での男女共同参画を推進していきます。

基本的課題1

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 審議会等への女性委員の登用促進
- 女性の管理職等への登用

基本的課題2

地域における男女共同参画

- 市民協働による男女共同参画の推進
- 地域創生における男女共同参画の推進

基本的課題3

家庭における男女共同参画

- 家庭における男女共同参画意識の浸透
- 子育て環境・介護環境の整備

基本的課題4

就業の場における男女共同参画

- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 女性活躍のための環境整備

DVをはじめとする暴力やハラスメントの根絶を目指します。また防災分野においても男女共同参画の視点が不可欠となっています。避難所運営には多様な視点を生かした対応が求められています。さらに、人生100年時代を迎え、生涯を通じた心身の健康づくり支援や、高齢者・障がい者・ひとり親家庭・LGBT等性的マイノリティなどさまざまな困難を抱えた人へ包括的な支援が必要です。誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる環境づくりを目指します。

基本的課題1

あらゆる暴力の根絶

- 配偶者等からの暴力等防止及び相談・支援体制の充実
- ハラスメント等防止対策の推進

基本的課題2

防災分野における男女共同参画

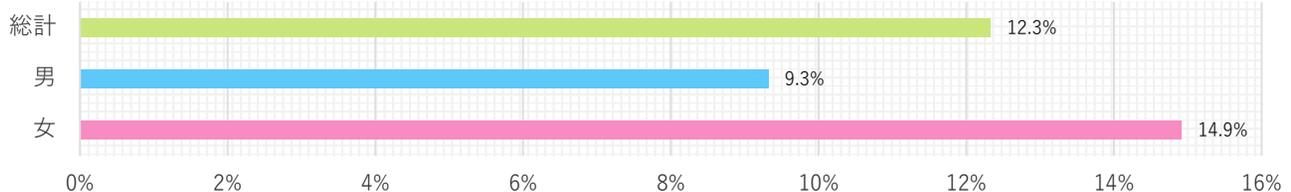
- 男女共同参画の視点を生かした防災の取組

基本的課題3

安全・安心な暮らしの実現

- 生涯を通じた心身の健康づくり
- さまざまな困難を抱える人への支援の充実

「DVを受けたことがある」と回答した人の割合



計画の指標

	計画の指標	近況値（R3）	目標値（R8）
基本目標Ⅰ	「社会全体」における男女の地位の平等意識 「平等になっている」と思う人の割合	15.0%	30.0%
	固定的性別役割分担意識 「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する人の割合	27.5%	20.0%
基本目標Ⅱ	地方自治法第180条の5に基づく委員会 ^{※1} 等における女性の登用率	7.7%	10%
	地方自治法第202条の3に基づく委員会 ^{※2} 等における女性の登用率	21.8%	30%
	「地域」における男女の地位の平等意識 「平等になっている」と思う人の割合	25.3%	35.0%
	「家庭」における男女の地位の平等意識 「平等になっている」と思う人の割合	35.2%	50.0%
	「職場」における男女の地位の平等意識 「平等になっている」と思う人の割合	35.8%	50.0%
基本目標Ⅲ	「DV防止法」の認知度	19.6%	30%
	DVを受けたことがある人の割合	12.3%	減少を目指す
	地域活動の委員（行政協力員・防災会議・消防団員）における女性の比率	4.7%	10%
	国保加入者の特定健康診査受診率 ^{※3}	29.2%	60.0%
	子宮頸がん検診延べ受診率 ^{※3}	20.6%	30.0%
	乳がん検診延べ受診率	22.6%	30.0%

※1「教育委員会」「選挙管理委員会」「人事委員会」「監査委員会」「農業委員会」「固定資産評価審査委員会」。

※2市が条例で定めた22の附属機関。（「防災会議」「介護認定審査会」「地域審議会」等。）

※3受診率の近況値は、令和2年度の数値

プランの推進

推進体制の整備・充実

行政・市民がプランに対する理解を深め、男女共同参画の視点に立ち、あらゆる分野で取り組んでいく必要があります。各課が情報共有・連携を図り総合的かつ計画的に施策を推進します。

市民との共創と協働によるプランの推進

男女共同参画社会の形成は、市民と行政との共創と協働により進めることが不可欠です。行政・市民・企業・各種団体がともに意見や情報を交換し合い、関係機関と連携してプランを推進します。

国・県等関係機関との連携

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、国際的な動きや国・県の動きと連動しながら進める必要があります。国・県、近隣自治体等関係機関との連携を強化し、広域的な視点に立った計画の推進に努めます。

発行

いすみ市役所 企画政策課企画政策班
千葉県いすみ市大原7400-1 TEL:0470-62-1382

令和4年3月